

第3回青森県高病原性鳥インフルエンザの発生に係る危機対策本部会議 議事録

日時：令和4年12月15日（木）13：30～13：45

場所：第三応接室

○築田危機管理局次長

ただいまから、第3回青森県高病原性鳥インフルエンザの発生に係る危機対策本部会議を開催します。本日の手話通訳者は、障害福祉課 山上美紀さんです。

本日はオブザーバーとして、陸上自衛隊第9師団から黒滝火力調整部長に参加いただいております。

なお、本部長及び上北地方支部長はオンラインによる参加となっています。

はじめに、農林水産部から県内における高病原性鳥インフルエンザの新たな発生について報告いたします。

○赤平農林水産部長

それでは、横長の資料に基づいて御説明します。

まず資料1です。今季県内2例目の発生についてです。本日12月15日、三沢市の家きん飼養農場で、今季県内2例目の高病原性鳥インフルエンザが発生しました。

1の発生農場の概要です。所在地は三沢市、飼養羽数は採卵鶏約137万羽、飼養形態はケージ飼い、46棟となっています。前回発生のケースは平飼いであったものが、今回は採卵鶏ということで、ケージ飼い、つまり段が3段あるいは5段の構造の鶏舎になっています。

2の経緯です。農場から県への通報は、昨日11時55分ごろ、死亡家きんが増加しているという通報がありました。農場への立入検査、簡易検査については、十和田家畜保健衛生所が立ち入りし、A型インフルエンザウイルス簡易検査を実施したところ、同日16時30分、13羽中11羽で陽性を確認しました。確定検査については、本日10時、青森家畜保健衛生所で遺伝子検査の結果、同じく13羽中11羽で陽性を確認しています。本日13時、農林水産省が高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定しています。

3の制限区域の設定です。移動制限区域（半径3キロメートル以内）は、100羽以上を飼養する7農場、約31万羽、搬出制限区域（半径10キロメートル以内）は、10農場、約88万羽が対象となります。その他2施設、食肉処理場及びGPセンターがあります。

4の今後の対応です。本日13時から直ちに防疫作業を開始し、殺処分の完了までに約1か月を要する見込みとなっています。この約1か月というのは、今季これまで同様の飼養形態で殺処分された実績を平均して考えれば、こうしたペースになろうということです。

資料2です。先ほど説明したことと重複しますが、疑似患畜判定に至る経緯を整理したものです。

資料3です。この養鶏場における防疫計画の概要についてです。

当面の作業シフト・動員計画です。県職員等は1班当たり約60人体制とし、発生農場の防疫作業は1日延べ約240人体制、6時間（実働4時間）の4交代制で運営してまいります。必要に応じて見直しとしていますが、これまで経験したことがない規模での発生ですので、市町村等、関係機関にも協力要請しながら体制を強化していきたいと考えています。

防疫措置期間の見込みです。下の表を御覧いただきたいのですが、殺処分作業に約1か月、埋却作業及び清掃・消毒作業を並行して行い、約1.5か月を見込んでいます。これを終わると発生農場の防疫措置が完了しまして、その後21日間、1週間ごとに2回の消毒作業を実施し、その後に制限区域を含めた防疫措置完了という流れになります。

資料4です。移動・搬出制限区域及び消毒ポイントについてです。

移動・搬出制限区域については、先ほど御説明したとおりです。下の表、消毒ポイントについて、緊急の現地消毒ポイントは本日12時に設置済みです。①と③は13時30分に設置、②は14時に設置予定となっています。

資料5です。防疫措置作業を除く今後の対応についてです。

まず、調査及び検査です。疫学調査として発生農場における過去21日間の家きん、人及び車両の出入り等に関する情報を収集し、関連する家きんがいる場合には早急に調査を実施します。

発生状況確認検査については、24時間以内に半径3キロメートル以内にある100羽以上を飼育する農場に立ち入り、臨床検査、ウイルス検査等を実施します。

最後に情報提供です。まず、注意喚起としまして、生産者に対して本事案を踏まえ注意喚起するとともに、市町村、関係団体等へ情報提供を随時実施してまいります。また、県民に対しては死亡した野鳥に接触しないよう注意を促します。

風評被害の防止として、感染した鶏肉及び鶏卵が市場に出回ることはないこと、また、我が国では、これらを食べたことにより、人が鳥インフルエンザに感染した事例は報告されていないことをPRしてまいります。

相談窓口の設置についてです。資料に記載のとおり、本庁及び出先機関に相談窓口を設置します。

定例記者発表の開催についてですが、当面の間、毎日15時から、県庁北棟2階A会議室において記者発表を行うこととしております。

私からは以上です。

○築田危機管理局次長

次に、上北地方支部から現地の状況について報告いたします。

○石橋上北地方支部長

上北地方支部です。

本日、朝7時に、局内の第一クールの職員32名が三沢市に出発し、集合施設や現場事務所、消毒ポイントの設営等に取り組んでいます。

今回は、殺処分数が約137万羽と多く、相当の時間や労力を要することになります。自衛隊の派遣も想定し、作業を進めておりますが、今朝方、三沢市の米田副市長と電話で話をし、三沢市からも市職員の派遣をしてもよいというありがたいお言葉をいただいたところです。

引き続き、周辺市町村の協力をいただきながら、職員一丸となって、防疫作業に当たりますが、県庁各課、他県民局からの職員の応援を始め、民間事業者の支援が必要となりますので、どうぞ御支援をよろしくお願いいたします。

○築田危機管理局次長

次に、環境生活部から野鳥に係る対応について報告いたします。

○館環境生活部次長

環境生活部では、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応マニュアル」に基づきまして、環境省が指定する野鳥監視重点区域における状況調査を実施いたします。

具体的には、発生農場の周囲半径10キロメートル圏内の三沢市、東北町、六ヶ所村内の湖沼、河川等10か所において、死亡・衰弱・異常行動を行っている野鳥がいないかを目視により調査し、収去可能なものは回収するものです。調査は、本日から上北地域県民局が実施し、異常が発見された場合は速やかに公表することとしています。

この調査は、野鳥監視重点区域が解除されるまでの間、週3回を目安に実施することとしています。

以上です。

○築田危機管理局次長

ここまでの説明に関しまして、質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、本部長から指示事項をお願いいたします。

○三村本部長

まず、指示事項です。

ただ今、農林水産部長から説明がありましたとおり、本日、今シーズンとしては2例目となる高病原性鳥インフルエンザが、三沢市に所在する農場で発生しました。

自衛隊に対してはこれから派遣要請を行うこととしています。

今回の防疫措置は、これまでに本県で経験のない採卵鶏が対象となるほか、その規模は約137万羽と、国内でも過去最大級となります。

また、当面、厳しい寒さが続くと見込まれることから、殺処分完了までには、相当の期間を要するものと想定しています。

こうした長期に及ぶ過酷な状況下での作業は、心身に大きな負担を伴うこととなりますが、養鶏業は当地域の経済を支える重要な産業であり、何としても周辺農場への拡大を防ぐ必要があります。

このため、早期終息に向けて、以下の4点について、的確に対応するよう指示します。

1点目、防疫対応に当たっては、疲労や寒さによる体調への影響が懸念されることから、作業員の健康管理と安全確保を第一に対応すること。また、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底すること。

2点目、関係部局が緊密に連携し、全庁挙げた対応により、徹底した防疫措置を着実に進め、ウイルスを封じ込めること。

3点目、現場の状況をしっかりと把握して、県民に正確な情報を迅速に伝えること。

4点目、家さんの飼養者に対して、発生防止に向けた飼養衛生管理の徹底を改めて指導すること。

以上、対応に万全を期してください。

○築田危機管理局次長

次に、県民の皆様に向けたメッセージがございます。

○三村本部長

それでは、県民の皆様方にお話させていただきます。

本日、今シーズンとしては2例目となる高病原性鳥インフルエンザが、三沢市に所在する農場において発生しました。

今シーズンは、本病の発生が、本県を含め、全国で相次ぎ報告されているほか、今回は発生農場の規模も大変に大きく、県民の皆様の不安が高まっていることと思っておりますが、県では、前回の事例と同様に、防疫措置を着実に進め、早期の終息に万全を尽くしていきます。

また、発生農場では、鶏卵を生産していますが、感染のおそれのある卵は市場に流通していません。さらに、我が国では、これまで家さんの肉及び卵を食べたことにより、鳥インフルエンザが感染した事例は報告されていませんので、県民の皆様には、これまでどおり、県産の鶏肉、卵の御愛用をお願いします。

なお、家さんの飼養者の皆様におかれましては、引き続き、飼養衛生管理を徹底して、発生防止対策に万全を期すとともに、特に、早期発見・早期通報を徹底していただきたいと思います。

○築田危機管理局次長

以上をもちまして、本日の危機対策本部会議を終了します。